

雇用ジャーナル

ハローワーク郡山
LINEアカウント



令和7年3月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL024-942-8609

小野町公式イメージキャラクター
小桜ちゃん

雇用の動き (令和7年1月内容)

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.74倍と前月比0.04でポイント増加、前年同月比で0.06ポイント増加した。平成24年6月から152ヵ月連続で1倍を超えている。

新規求人倍率は、3.15倍と前月比で0.22ポイント増加、前年同月比では0.39ポイント増加している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和7年1月	令和6年12月	令和6年1月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.26 倍	1.25 倍	1.27 倍	0.01 ポイント	▲ 0.01 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.27 倍	1.24 倍	1.31 倍	0.03 ポイント	▲ 0.04 ポイント
● 郡山地域	1.74 倍	1.70 倍	1.68 倍	0.04 ポイント	0.06 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.5 %	2.5 %	2.5 %	0.00 ポイント	0.00 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,366 件	1,054 件	1,453 件	29.6 %	▲ 6.0 %
● 新規求人数	4,301 人	3,085 人	4,013 人	39.4 %	7.2 %
うち正社員	1,823 人	1,550 人	1,980 人	17.6 %	▲ 7.9 %
● 有効求職者数	5,678 人	5,633 人	5,587 人	0.8 %	1.6 %
● 有効求人数	9,863 人	9,591 人	9,414 人	2.8 %	4.8 %
うち正社員	4,693 人	4,849 人	4,827 人	▲ 3.2 %	▲ 2.8 %
● 新規求人倍率	3.15 倍	2.93 倍	2.76 倍	0.22 ポイント	0.39 ポイント
● 有効求人倍率	1.74 倍	1.70 倍	1.68 倍	0.04 ポイント	0.06 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.28 倍	1.35 倍	1.32 倍	▲ 0.07 ポイント	▲ 0.04 ポイント
● 就職件数	277 件	313 件	321 件	▲ 11.5 %	▲ 13.7 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,657 事業所	7,662 事業所	7,761 事業所	▲ 0.1 %	▲ 1.3 %
	● 被保険者数	150,316 人	150,894 人	153,547 人	▲ 0.4 %	▲ 2.1 %
	● 資格取得者数	1,607 人	1,733 人	1,734 人	▲ 7.3 %	▲ 7.3 %
	● 資格喪失者数	2,234 人	1,767 人	2,436 人	26.4 %	▲ 8.3 %
	うち事業主都合	67 人	49 人	76 人	36.7 %	▲ 11.8 %
	● 離職票交付枚数	1,472 枚	1,048 枚	1,571 枚	40.5 %	▲ 6.3 %
給付	● 受給資格決定件数	274 件	238 件	306 件	15.1 %	▲ 10.5 %
	● 初回受給者数	211 人	301 人	259 人	▲ 29.9 %	▲ 18.5 %
	● 受給者実人員	1,289 人	1,322 人	1,297 人	▲ 2.5 %	▲ 0.6 %
	● 支給総額	185,161 千円	156,711 千円	175,062 千円	18.2 %	5.8 %

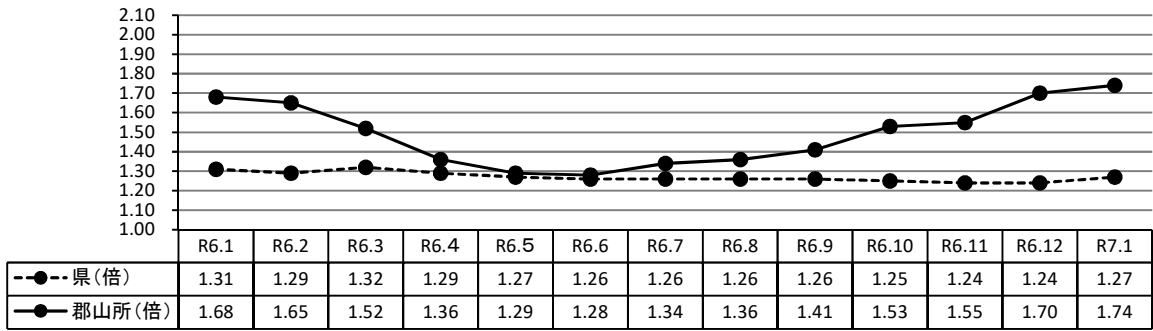
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	8,096 人	8,100 人	7,955 人	0.0 %	1.8 %
● 田村市	637 人	521 人	617 人	22.3 %	3.2 %
● 三春町	284 人	270 人	213 人	5.2 %	33.3 %
● 小野町	99 人	83 人	115 人	19.3 %	▲ 13.9 %
合 計	9,116 人	8,974 人	8,900 人	1.6 %	2.4 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

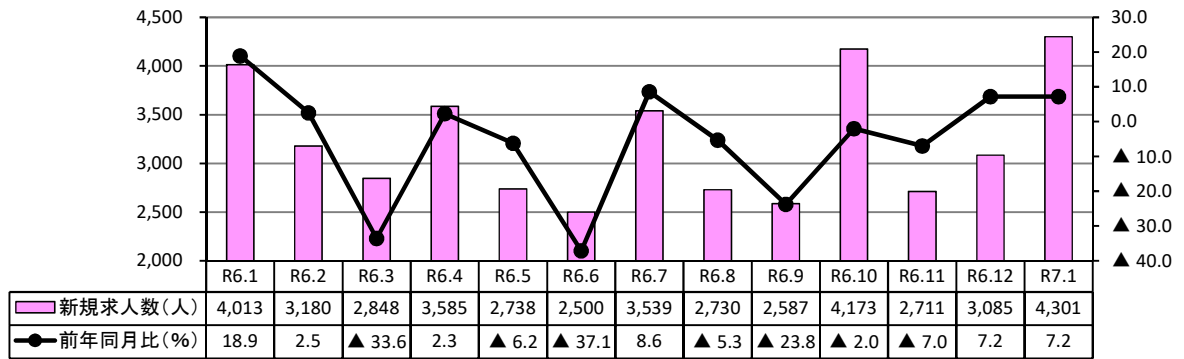
有効求人倍率 前月に比べ0.04ポイント増加

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



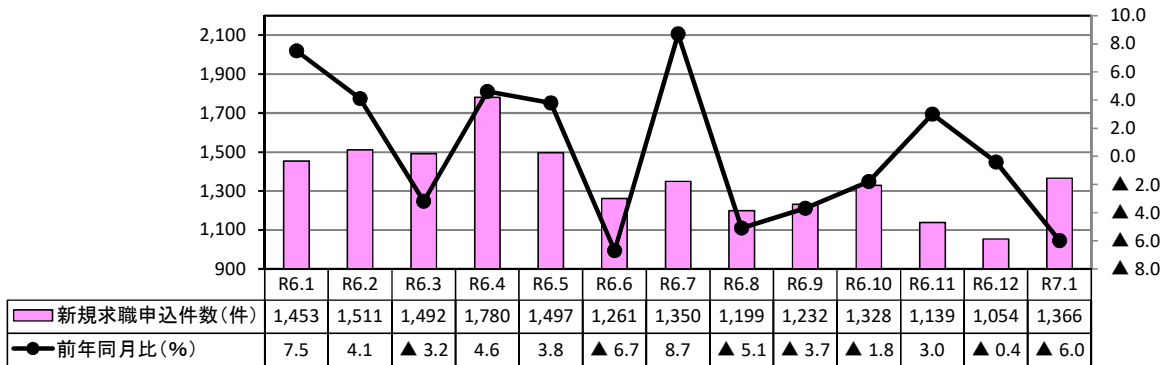
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ39.4%増加



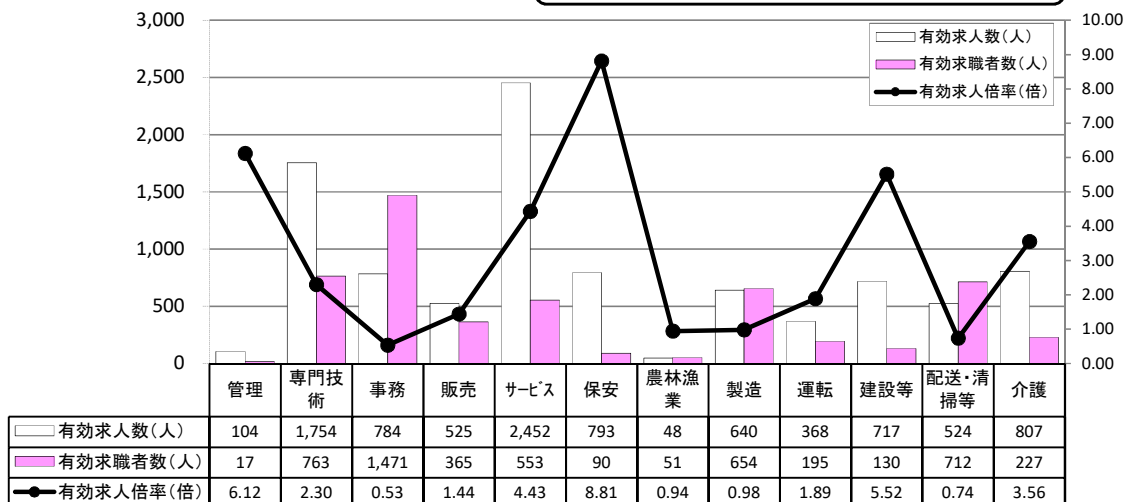
NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ29.6%増加



NO. 4 職業別有効求人倍率(常用)

最高は保安の8.81倍、最低は事務の0.53倍



毎年3月は1年の中でも離職者が多く生じる時期です。事業主の皆様は以下の要件で該当する場合、お早めに手続きをお願いします。

(国または地方公共団体の方へ)

離職する職員の再就職のために ～「大量離職通知書」について～

国または地方公共団体の任命権者^(※)は、一定期間内に相当数の職員が離職することとなる場合、離職する前に厚生労働大臣に対して「大量離職通知書」を提出することが義務付けられています。

※任命権者には、任命権が委任されている者を含みます。

「大量離職通知書」を提出しなければならない場合

1つの事業所で1か月に30人以上の離職者^(※)が生じる場合、最後の離職が生じる日の1か月前までに、ハローワークに「大量離職通知書」を提出しなければなりません。

(労働施策総合推進法27条等)

※任用期間満了により離職する場合であっても、6か月を超えて引き続き任用されている者は離職者に含みます。ただし、下のいずれかの項目に該当する者、職員本人の都合または職員の責めに帰すべき理由により離職する者は除きます。

- ・日雇い、または期間を定めて任用されている者（引き続き任用されている期間が6か月以下である者に限る）
- ・試用期間中の者（14日を超えて引き続き任用されている者を除く）
- ・常時勤務に服することを要しない者として任用されている者

※パートタイムであっても、離職する場合は離職者に含まれます。

※ただし、任用期間満了後に再度任用されることが決定された者は、離職者に該当せず、選考等の結果、離職することが確定した者が離職者に含まれます。

※**30人未満**の離職者が生じる場合については、「大量離職通知書」の提出義務はありませんが、**一定程度の規模の離職**が予定されており、**再就職先が確保されていない場合**には、円滑に再就職支援を行う必要があるため、ハローワークに**「大量離職通知書」の提出等についてご相談ください。**

様式のダウンロードはこちら ⇒



提出先・お問い合わせ先

最寄りのハローワークにお問い合わせ・ご提出ください。



従業員が離職する際に必要な措置

雇用保険離職証明書の作成のほかに事業主は以下の手続きを行う必要があります。

1. 「再就職援助計画の作成」

事業規模の縮小等に伴い、1か月以内に30人以上の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる場合、最初の離職が発生する1か月前までに「再就職援助計画」を作成し、ハローワークに提出し、認定を受けなくてはなりません。（雇用対策法24条）

- 【1】対象労働者→経済的事情による事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた常時雇用される労働者
- 【2】本人への交付→安定所長より「再就職援助計画対象労働者証明書」を交付
- 【3】組合との関係→意見聴取が必要

(※) 離職を余儀なくされる労働者が30人未満の場合、作成は任意ですが、労働者の早期再就職につながる可能性がありますので、できるだけ作成するようお願いいたします。（労働移動支援助成金の対象となる場合があります。）

2. 「大量離職届」の提出

自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで、1か月以内に30人以上の離職者が発生する場合、最後の離職が発生する1か月前までに、その離職者の数等についてハローワークに「大量離職の届出」をしなければなりません。（雇用対策法27条）

※地域の労働力需給に影響を与えるような大量の雇用変動に対して、職業安定機関等が迅速かつ的確に対応を行えるようにすることを目的としています。

「大量離職届」については 雇用期間が6か月を超える場合は、雇用期間に定めのある労働者も原則として対象になります。

3. 障害者を解雇する場合

事業主が障害者である労働者（短時間労働者を含む）を解雇しようとする場合は、その旨を速やかに当該労働者の勤務先事業所を管轄するハローワークに対し、次の事項を記載した書面を提出しなくてはなりません（障害者雇用促進法第81条）

「障害者解雇届」

- ・解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- ・解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- ・解雇の年月日及び理由等

4. 外国人の従業員が離職する場合

外国人（特別永住者を除く）が離職した場合、その都度、次の事項を記載した書面をハローワークに届け出なくてはなりません。（雇用対策法第28条）

「外国人雇用状況届出書」

- ・当該外国人の氏名（ローマ字、カタカナ表記）
- ・国籍、在留資格、在留期限及び在留カード番号
- ・資格外活動許可の有無等

雇用保険被保険者の場合は、雇用保険被保険者資格喪失届の外国人雇用状況欄を記載の上、提出。（提出期限は雇用保険被保険者喪失届と同様です）、雇用保険被保険者資格を有さない者の場合は離職日の属する月の翌月の末日までに所定の様式によって届出します。